

令和6年 第6回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第6回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年6月20日（木）					
招 集 の 場 所	志布志市松山支所2階会議室					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 6 年 6 月 20 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 6 年 6 月 20 日 午前 10 時 32 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
会議録署名委員	席 番 8 番		宮脇 勇		席 番 9 番	隈元 健二
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長		高野		事務局次長	宮田
	主幹兼農地 GSL		竹之内		主幹兼農地 GSL	圖師
	農地 GSL		杉原		主 任 主 査	桑水
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第41号 非農地証明願の承認について 議案第42号 農用地利用集積計画決定について 議案第43号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について 議案第45号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和6年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 福留委員から欠席の届け出がございました。 日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番8番、宮脇勇委員と、席番9番、隈元委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過についての報告をお願いします。
委員	福岡剛	それでは、福岡剛委員の報告をお願いいたします。 4月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。 4ページのあっせん成立資料番号10番です。 所在・地目等は資料のとおりですが、場所は、県道志布志南之郷線横尾下信号交差点を志布志方向へ400m進んだ右手に位置します。 譲受人は志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、主に飼料用トウモロコシ、施設園芸ピーマンと和牛を飼育されており、農機具はトラクター35台のほか、防除機3台等を保有されています。 株式会社〇〇からは、車で5分の距離にあります。 あっせん価格は1,957㎡、総額で100万円でした。 あっせん委員は、小園委員と私福岡でした。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	それでは5月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので報告いたします。 4ページのあっせん成立資料番号11番です。 所在・地目等は、資料のとおりですが、場所につきましては、伊崎田川路公民館から北へ100mのところを左折し、100m行った左側になります。 譲受人は有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、主にいちごを栽培されており、農機具はトラクター、管理機、2tトラックなどを所有されております。 〇〇さん宅からは、車で約2分のところでございます。 あっせん価格は、田2筆で3,210㎡、総額で20万円でございます。 あっせん委員は、本田委員と私中之内でございます。 残りの一筆につきましては、あっせん活動を継続して参ります。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、柳井委員の報告をお願いいたしま

委員	柳井	す。 4月の総会での〇〇さんのあっせん活動を報告します。 現在、出し手、受け手の金額の調整中であり、今後3者で協議を行う予定です。以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、畑山委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
委員	畑山	4月の定例総会でお受けしました、あっせんの2筆です。 1筆目、〇〇さん、2筆目が〇〇さん、これを一緒に譲りたいということで、一応〇〇さんが欲しいということで、話し合いは大体お値段の方も折り合いがつけました。 それを成立をさせる会合っていうか、署名をしたりする会合を、6月20日に設定をいたしております。 来月の総会でご報告ができると思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。 5月21日、鹿児島市で開催されました市町村農業委員会会長・事務局長等会議に出席、5月24日、曾於市にて第31回そお鹿児島農業協同組合通常総代会に出席、5月29日から30日に全国農業委員会会長大会に参加、6月3日、志布志庁舎にて志布志市農業サポートセンター運営協議会に出席、6月4日、事務局にて事務打合せ、6月6日、蓬の郷にて志布志市農業公社評議員会に出席、6月10日、事務局にて議案打合せを行いました。 なお、5月29日は全国大会に参加したため、曾於地域の農政関係の諸総会につきまして、曾於市で開催されましたが、上野職務代理者に出席していただきました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、14件の申請でございます。 まずは、6ページ、番号49番について審議いたします。なお、譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、事務局の報告をお願いいたします。
事務局	竹之内	それでは議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請の番号49番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページです。 まず譲渡人は松山町尾野見にお住まいの〇〇さん69歳で、譲受人は曾於市財部町下財部にお住まいの〇〇さん34歳です。 申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で1,589㎡です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 今回の申請地の場所でございますが、志布志町田之浦にある丸岡公民館か

		ら市道井久保・大越線を北東に 190m 進み左折し、農道を 500m 進んだ左手に位置します。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 3 ページのとおりでございますが、申請地には白菜を作付けすることです。 また、申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で番号 49 番について説明を終わります。 ご審議方よろしく願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。何かご意見ございませんか。 今日はお忙しい中ありがとうございます。 4 月に続いてまた取得ということでもありますけど、また次に取得する予定もありますか。 それと、また法人の方もあられることで、そっちの構成員または自ら認定農業者を受けさせられる予定とかはありますか。 以上質問 2 点お願いします。 ありがとうございます。 他に購入する畑とかは、今のところ予定はありませんけど、一応市の法人の方で借りてる畑で、高齢化が進んで買ってくれないかって話が来たときはその都度考えて、場合によってはまた購入して増やしていくような形をとっていきたいとは考えてます。それと今、私は父の会社の一応従業員って形になってるんですけど、一応 8 月から役員にしてもらって、田之浦の方で作ってる畑を、私の経営の分じゃなくてもう会社の経営でちょっとやっていく形で、もう全部ちょっとまとめていって、ゆくゆくは曾於市で僕が作ってる畑の方も、もう会社の経営でまとめてやっていけたらとは考えてはいます。以上です。
議長 委員	萩迫 福岡裕幸	
会場	〇〇	
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	他に何かご意見ございませんか。 (会場 なし) 他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。 (〇〇さん 退席)
会場 議長	萩迫	他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 50 番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
会場 議長	委員 萩迫	
事務局	竹之内	それでは議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 50 番について、ご説明申しあげます。議案書は、6 ページです。 まず譲渡人は神奈川県平塚市横内にお住まいの〇〇さん 83 歳で、譲受人

		は曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 50 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 1 筆で 3,387 m²です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者であるため、本日は、お呼びしておりません。 今回の申請地の場所でございますが、有明町蓬原にある J A あおぞら総合福祉センターから市道大久保・東中組線を西に 1.9 km 進み右折し、農道を 30 m 進んだ左手に位置します。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページのとおりでございますが、畑には牧草を作付けするとのことです。 なお、通作距離は、自宅から 4.5 km とのことです。 また、申請事由は譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまゝす。また、周囲の状況からも支障はないと思われまゝす。 以上で、番号 50 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまゝす。
		次に、番号 51 番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事務局	竹之内	それでは議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 51 番について、ご説明申しあげまゝす。議案書は、6 ページです。 まず譲渡人は曾於市末吉町諏訪方にお住まいの〇〇さん 91 歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん 67 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 1 筆で 1,631 m²と田が 1 筆で 1,870 m²です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、親子間の贈与と受贈のため、本日は、お呼びしておりません。 今回の申請地の場所でございますが、畑が松山町新橋にある野久尾地区集会施設から市道野久尾・中央線を北東へ 50m 進み交差点を直進し、市道上松段・野久尾線を 220m 進み左折し、農道を 40m 進んだ左手に位置し、田は松山町新橋にある、まこも公民館から市道砂田・野久尾線を北へ 600m 進み左折し、農道を 1.1 km 進んだ右手に位置します。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございますが、畑には甘藷、田には水稻を作付けするとのことです。 なお、通作距離は、自宅から車で約 15 分とのことです。

		また、申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号51番について説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ、番号52番について審議いたします。番号52番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号52番を報告いたします。
		譲渡人は志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、86歳です。譲受人は、志布志町安楽上宮内集落にお住まいの〇〇さん、70歳です。
		申請地は、議案書7ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、志布志福山線にある志布志インター入口から、西へ30m進み左折し、400m先のところにある生活介護事業所宙船の東側に隣接しています。
		譲受人宅から300mのところにあります。
		〇〇さんは、夫婦で水稻、甘藷を栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。
		またトラクター2台、自走式田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機3機を保有しています。
		以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。
		また周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		ここで〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号53番について審議いたします。柳井委員の報告をお願いいた

委員 柳井	します。 会長より依頼のありました番号 53 を報告します。 譲渡人は、愛知県田原市にお住まいの〇〇さん、77 歳で、譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、39 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 3 号串間線を串間方向に向かい、小岩自動車整備工場の先を左折し、約 1.5 km 行った先の右側に位置します。 譲受人宅からは約 5 分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと 2 人で生産牛 900 頭を主に飼育されており、申請地にも牛の飼料を作付けするとの予定です。 また、トラクター 5 台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台、タイヤショベルと牛関係に関する機械を一式保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。 また、周囲の状況からも支障がないと思われます。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。
委員 福岡剛	次に、8 ページ、番号 54 番について審議いたします。福岡剛委員の報告をお願いいたします。
議長 萩迫	会長より依頼のありました番号 54 番を報告いたします。 譲渡人は、埼玉県川口市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道 220 号線を志布志より鹿屋方面へ向かい、安楽川手前の堤防道路を右へ 190m 進み、右へ進んだ左手に位置します。 譲受人宅からは 4 km のところにあります。 〇〇さんは親子 3 人で、水稻と甘藷を栽培されており、申請地には水稻を作付する予定とのことです。 また、トラクター、管理機、トラック等を保有しています。 集落営農や経営体の集積等の取り組みに参加し、農薬の使用方法等については地域の防除基準に従いますとのことです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。 また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 55 番について審議いたします。同じく福岡剛委員の報告をお 願ひいたします。
委員	福岡剛	会長より依頼のありました番号 55 番を報告いたします。 譲渡人は栃木県真岡市にお住まいの〇〇さんで、譲受人には志布志町帖に お住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 63 号 志布志福山線、大原ローソン前信号交差点を松山方向へ 2.3 km 進み、三差路 を、右へ 600m 進んだ右手に位置します。 譲受人宅から、徒歩で 1 分のところにあります。 〇〇さんは、兼業農家で奥様と 2 人で梅、野菜を栽培しており、申請地にも、 野菜を作付する予定とのことでした。 また耕運機、管理機等を保有しています。 地域の農地の利用調整等には協力し、農薬の使用方法等についても、地域の 防除基準に従いますとのことでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われまふ。
議長	萩迫	また周囲の状況からも、支障はないと思われまふ。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
会場 議長	委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 56 番について審議いたします。柳井委員の報告をお願ひいた します。
委員	柳井	会長より依頼のありました番号 56 番を報告します。 譲渡人は宮崎県都城市にお住まいの〇〇さん 65 歳で、譲受人は志布志町 内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 62 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 65 号南之郷志布志線を都城方向に進み田之浦小学校から約 3 km 行ったところ を右折し 200m 行った先の右側の田です。 譲受人宅からは、約 15 分のところにあります。 〇〇さんは兼業農家で、奥さんと 2 人で水稻を主に栽培されており、申請 地にも、水稻を作付けするとのことでした。 また、トラクター 2 台、田植え機 1 台、ダンプ 1 台を保有されています。

		その横を右に、約 150m行きますと行きどまりになり、そこを左の方に 30m行った左手にあるところであります。 譲受人宅からは、住宅の隣になるところであります。 〇〇さんは、夫婦で野菜を栽培されており、申請地にも野菜を作付けするとのことです。 耕運機 1 台を保有されております。 以上のことにより農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 条の適格者と思われま。 また周囲の状況からも支障はないかと思われま。ご審議方よろしくお願
会長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
会長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
		ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
会長	萩迫	異議なしと認めま。
		次に、番号 59 番について、審議いたしま。同じく上野委員の報告をお
		願いいたしま。
委員	上野	会長より依頼のありました番号 59 番を報告いたしま。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん 75 歳です。
		譲受人は、志布志市有明町野井倉にあります合同会社〇〇代表社員〇〇さ
		ん 32 歳です。
		申請地は議案書に記載されているとおりであります。
		申請地の場所は、市役所の正門を南に 400m行きますと、志布志・蓬原線
		がありますが、そこを右に 800m行きますと、左手に、野井倉共同墓地があ
		りますけれども、そこを右の方に約 800mいったところを左手に 300m位い
		った突き当りになるところであります。
		法人事務所からは約 5 分のところにあります。
		合同会社〇〇は、農地所有適格法人として、家族 4 人で飼料、甘藷、人参
		を栽培されております。
		申請地も人参を作付けするとのことです。
		トラクター 6 台、田植え機 1 台、管理機 1 台、トラック 6 台を保有されて
		おります。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 条の適
		格者と思われま。
		また周囲の状況からも支障はないと思われま。
		審議方よろしくお願いいたしま。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
		ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 60 番について、審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号 60 を報告いたします。 譲渡人は志布志町安楽にお住まいの破産者〇〇さんの破産管財人〇〇さん。 譲受人は有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、そお街道沿いの野神ファミリーマート店から南へ行くと、ラーメン秀があります。そこを左折して、100m行き、右折して 600m行き、右折して、3 枚目の畑になります。 譲受人宅からは、家の裏手になります。 〇〇さんは、1 人で牧草を生産販売しております。 申請地には、牧草を作付するとの予定とのことです。 またトラクター 4 台、牧草に関する装備一式を保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。 また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 61 番について、審議いたします。福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 61 を報告いたします。 譲渡人は北諸県郡三股町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、中原 4030 番 2 と 3 の畑は、松山中学校前より県道 110 号線を松山支所方面に 350m ほど進んで左折し、道なりに 300m 進んだ左手の上下 2 枚の畑です。 小迫 1072 番の 2 の田は、泰野小学校前の交差点を、北東方向に県道 499 号線を 1.6 km ほど進み、右折をし、190m ほど進んだ右手の田です。 譲受人となる自宅から約 1 km 以内のところにあります。 〇〇さんは、水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地にも、水稻、甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター、耕運機等を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の

議長 会場 議長	萩迫	適格者と思われます。 また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願いいたします。
	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員	(会場 異議なし)
	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 62 番について、審議いたします。福岡剛委員の報告をお願い いたします。
委員	福岡剛	会長より依頼のありました番号 62 を報告いたします。 譲渡人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖に お住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道柿木志 布志線を志布志より尾野見方向へ向かい、安楽川柳橋を過ぎたところから左 へ曲がり 1 km 先の中村工務店を通り過ぎ、左へ曲がり、200m 進んだ三差路 を左へ 350m 進んだ左側の奥に位置します。 譲受人宅から車で 15 分のところにあります。 〇〇さんは、両親と一緒に、キュウリ・ピーマンなどを栽培しており、申 請地にはピーマンを作付する予定とのこととです。 トラクター 1 台、管理機 1 台等を、両親と保有しています。 特記事項といたしまして、5 年以上を継続して耕作する旨の誓約書及び営 農計画書を添付しての申請となっています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。 また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ いては、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につ いてを議題とします。 12 ページ、番号 13 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報 告をお願いいたします。 委員 隈元 議案第 40 号番号 13 番について報告します。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 平井	調査日は6月16日、調査員は、福留委員、工藤委員と私隈元です。 譲渡人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、鹿屋市寿〇丁目にあります〇〇有限会社代表取締役〇〇さんです。 立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてそれぞれ、議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、志布志中央クリニックから市道町原線を南へ、町原自治会内を450m進み、右折して、80m進んだ先の左手に位置します。 転用目的は、建築条件付宅地です。 排水は既存の側溝へ水路放流することでした。 3年以内に宅地として、販売いたしますが、売却できないときは、自ら住宅を建てるということになっています。 申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区内、4割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号14番を審議いたします。現地を調査された平井委員の報告をお願いいたします。 議案第40号、番号14番について報告します。 調査日は、6月6日で、調査員は、平川委員、山下委員と、私、平井です。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽の〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町安楽の〇〇さんです。 立会人は、行政書士〇〇さんでした。 申請地の、所在、地目、面積、周囲の状況につきましてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、町原交差点から、市道町原線を、西に280m進み、右折し、市道久保線を、140m進んだ左手に、位置します。 転用目的は、一般住宅です。 排水は市道の横にある側溝へ流すことです。 申請地の農地区分は10ha以上農地の広がりがあるため、第1種農地に、該当します。 第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位
---	--

		置し、農地転用が許可できる場合の、集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 41 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 14 ページ、番号 8 番を審議いたします。現地を調査された工藤委員の報告をお願いいたします。 委員 工藤 議案第 41 号番号 8 番について報告いたします。総会資料 17 ページからになります。 調査日は 6 月 3 日、調査員は限元委員、福留委員と私工藤です。 他に、事務局 2 名の同行です。 申請人は、鹿児島市玉里町〇番〇〇の〇〇号にお住まいの〇〇さんです。 立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、しぶし保育園前市道伊勢堀線を、伊勢堀墓地の方へ 80m 進んだ左手に位置します。 申請地は平成 26 年 3 月 28 日に父から相続により取得したのですが、相続より前に、隣接の 289 番の 1 の建物が越境して建設されておりました。 現在は、当該申請地を撤去している部分を分筆しており、20 年以上この状態が続いており、越境部分のみを取り壊して農地として復元するものは難しいものと考えられます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として、判断しても間違いはないとの意見の一致を見ました。 ご審議方よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	工藤	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	

議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	山下	次に、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された山下委員の報告をお願いいたします。
		議案第 41 号、番号 9 番について報告します。
		調査日は 6 月 6 日、調査員は、平井委員、平川委員と私、山下です。
		申請人は、大隅町岩川にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ、議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、有明大橋からそお街道を南へ 60m 進んだ左右に 1 筆ずつ位置します。
		立会人から、20 年以上前から耕作ができなくなってしまい、農地への復元が困難になったものです。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。
		ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 6、議案第 41 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 42 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
次長	宮田	議案第 42 号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。
		議案書 16 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		公告日は、令和 6 年 6 月 28 日で、面積は田が 5,881 ㎡となっております。
		所有権を移転する者は 2 人、所有権の移転を受ける者は 2 人で、売買によるものです。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書 17 ページに掲載してございますので、お目通しください。
		以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。
		まずは、17 ページ、番号 10 番から番号 11 番と 16 ページの総括表につき

会場 議長	委員 萩迫	まして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第 42 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。 議案書は、18 ページから 29 ページとなっております。まずは、議案書 18 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 6 年 6 月 28 日で、始期は令和 6 年 7 月 1 日となります。 設定期間が、3 年から 10 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 31,480 m²、畑が 49,865.9 m²、樹園地が 5,659 m²で、合計しますと 87,004.9 m²となり、うち更新分は 33,089 m²となっております。 利用権の設定をする者の数が 27 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 22 名であります。 利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 5 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。 詳細につきましては、19 ページから 29 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 42 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。 19 ページ、番号 1 番から 29 ページ、番号 32 番までと、18 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 会長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 42 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。
事務局	桑水	次に、日程第 8、議案第 43 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。 議案第 43 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。

		議案書は、31 ページから 32 ページとなっております。 まずは議案書 31 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 9 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 8,356 m²、畑が 8,259 m²で、合計しますと 16,615 m²となっております。農地の貸出者は 6 名、耕作者となる配分予定者は 5 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。 詳細につきましては 32 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。 以上で、議案第 43 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。 ご審議方よろしくお願いいたします。 それでは、32 ページ、番号 1 番から番号 7 番までと 31 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 43 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 34 ページをお開きください。 番号 14 の申出者は、鹿児島市にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、平井委員、圓福委員の指名をご提案いたします。 番号 15 の申出者は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、福岡剛委員、下山委員のご提案となってい
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	宮田	

議長 萩迫	ますが、今回の議案発送後、谷宮委員から、対象農地には、ヒサカキが植栽されていることから、〇〇生産組合員である自身にあっせん活動をさせていただけないかとの提案がありました。 事務局内で検討した結果、〇〇生産組合員の〇〇委員があっせん委員となることで、効率的にあっせん活動ができるのではないかと結論に達しました。 従いまして、番号 15 のあっせん委員につきましては、当初の提案を変更し、福岡剛委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 45 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局 高野	それでは、議案第 45 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。 議案書 36 ページをご覧ください。 農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要でございます。それぞれ表記した数字等につきましては、※印の注釈に従い、統計調査等の結果のほか、現状を掲載されております。 議案書 37 ページをご覧ください。 最適化活動の実施状況でございます。(1) の農地の集積に係る①の現状及び課題、②の目標に対し、③で令和 5 年度の実績を掲載しております。 新規集積面積につきましては、133.3ha の目標に対し、156ha、集積率につきましては、農地面積 6,300ha に対し、累計集積面積 3,800ha で、60.3%、目標に対する達成状況は、100.6%でした。このことは、新規の集積面積が目標より少なかったですが、農地面積が農振除外等の要因により減少したことにより、概ね目標を達成できたと判断できる結果となっております。 農地の集積に係る委員会の点検結果としましては、関係機関のデータを引用した実績把握となっているため、関係機関との連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。また、事務局内におきましては、委員の皆様と連携した効果的な取組の在り方等について、検討していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。 (2) の遊休農地の発生防止・解消に係る①の現状及び課題、②の目標に

		対し、ページをめくっていただき 38 ページ、③で令和 5 年度の実績を掲載しております。 解消面積につきましては、目標の 31.8ha に対し 13ha の実績となり、達成率は 40.9%となっております。 ④のその他につきましては、利用状況調査、利用意向調査に係る実績を掲載しております。 遊休農地の発生防止・解消に係る委員会の点検結果としましては、遊休農地等の所在している状況や意向調査の結果等を踏まえ、地域計画策定に向けた目標地図に反映させるとともに、農地以外の粗放的利用の可能性等について検討していく必要があると考えるところでございます。 (3) 新規参入の促進に係る①の現状及び課題、②の目標に対し、39 ページ、③で令和 5 年度の実績を掲載しております。 新規参入者への貸付同意等を得た上で公表した農地面積につきましては、目標の 49.3ha に対し、181.3ha の実績となり、達成率 367.7%となっております。 新規参入者の状況につきましては、数値目標等はありませんが、17 経営体で、取得農地面積が 26ha となったところでございます。 新規参入の促進に係る委員会の点検結果としましては、貸付同意の得られた農地に係る情報等を関係機関等での共有に努め、参入環境の向上を図るとともに、集積・集約を図っていく必要があると考えるところでございます。 続きまして、最適化活動でございます。 (1) 最適化活動を行う日数目標は、月 10 日でございます。 (2) 活動強化月間の設定に係る①の目標に対し②の実績は記載のとおりとなっております。 ページをめくっていただき 40 ページ、(3) 新規参入相談会への参加につきましては、目標 1 回に対し、実績も 1 回となっており、目標の達成状況につきましては、記載のとおり期待通りの結果が得られたと考えております。 41 ページ、事務の実施状況でございます。 総会等の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務、農地転用に関する事務につきましては、令和 5 年度実績を記載しております。 4 の違反転用への対応に係る実績としましては、3.2ha の解消となっております。 以上で、議案第 45 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	
会場	委員	

議長 萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 10、議案第 45 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。 これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
-------	---

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員